

新 宮 町 分 別 収 集 計 画

令和 7 年 9 月

福岡県糟屋郡新宮町

1 計画策定の意義

本町は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき新宮町分別収集計画（以下「本計画」という。）を定め、平成12年4月より分別収集を実施しているが、令和4年度は改定年度に当たるため、本計画を見直すものである。

今回の計画も、資源は有限であるという観点から、事業者・消費者・行政が、環境問題に配慮し、それぞれの役割と責任を認識し、本計画を推進することによって、一般廃棄物を減量し、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、環境への負荷の少ない社会、即ち循環型社会の実現を目指すものである。

2 基本的事項

容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、廃棄されたものをどのように処理するかという観点を転換し、製品の開発、製造から消費、廃棄等に至る各段階で廃棄物の排出の抑制、使用済み製品の再使用、原材料として利用するリサイクルの促進という観点を持った環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムを作ることが必要である。

容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の実施に当たっては、消費者は分別排出、行政は分別収集、事業者は再商品化というように役割分担の下で、それぞれが積極的に参加することが必要である。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から12年度までの5か年間とし、3年ごとに改定するものとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,282 t	3,285 t	3,288 t	3,292 t	3,295 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、方策の実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。また、行政区長会・企業団体等を通じ、ごみの5R（REDUCE、REUSE、RECYCLE、REFUSE、REPAIR）の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

○啓発活動の内容

- ・商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
- ・販売包装の有料化、買い物袋を持参するマイバッグ運動を推進する。
- ・詰め替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品を積極的に選択することを啓発する。
- ・分別収集の研修会を実施し、町民の分別意識の高揚を図る。
- ・イベントで掲示物等を用いて、来場者の分別意識の高揚を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記の表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下記の表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主として ガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール
	その他プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

[illegible]

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

上記量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率（対前年比）
（※人口予測については、年度別住基人口推計を参考とした。）

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
32,981人 (対前年比) 101.4%	33,009人 (対前年比) 100.1%	33,037人 (対前年比) 100.1%	33,065人 (対前年比) 100.1%	33,093人 (対前年比) 100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

分別収集は、コンテナ及び自立式袋を使用して、ステーション方式で実施している。

排出される容器包装廃棄物に関して、町民による収集作業の後、分別収集の各段階の作業を実施する者（主体）は、下表のとおりとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料缶	町による定期回収、拠点回収	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	町による定期回収、拠点回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期回収、拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール	民間業者	
	段ボール以外の紙製 容器包装	雑紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期回収、拠点回収	一部事務組合
	その他のプラスチッ ク製容器包装	発泡スチロール	町による定期回収、拠点回収	
		その他プラスチ ック製容器包装	町による定期回収、拠点回収	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

当面は、容器包装廃棄物の選別・圧縮・保管については、玄界環境組合古賀清掃工場内のリサイクルプラザで行う。

1 2 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を遂行するに当たり、次の取り組みを進める。

- ・ 容器包装廃棄物が分別の区分に沿って、適正に排出されるように、行政区長会等と協力して、町民に対し啓発を行う。
- ・ 自治会・住民団体等の再生資源集団回収実施団体に、集団回収を促進する。
- ・ 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。